

スポーツクライミング公認ルートセッター規程細則

第1条 スポーツクライミング公認ルートセッター規程（以下「規程」という。）第5条に定める公認ルートセッターの認定に関する研修項目は、次による。

- (1) 国際競技会規則
- (2) その他クライミング競技の運営及びルートセットに必要な事項
- (3) 実技研修

第2条 規程第4条及び第5条による義務研修会における資料費等は、参加者負担とし、費用はその都度定める。

第3条 規程第5条第1項に基づき公認ルートセッターに認定された者は、指示された期日までに登録料 5,000円を本協会に納付する。

第4条 登録更新を希望する公認ルートセッターは、指示された期日までに指示された方法で登録更新料（A級：6,000円，B級：5,000円，C級：4,000円，一般：3,000円）を納付する。なお、年度途中で昇級した場合には差額を支払うものとする。

第5条 この細則の改廃は、常務理事会で行う。

付 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成23年5月 6日 改定
- 3 平成25年5月11日 改定
- 4 平成27年4月30日 改定
- 5 平成30年2月22日 改定
- 6 平成30年8月30日 改定